

町内での新築をお考えの皆さまへ 住宅建設費を補助します

定住のために住宅を新築される方に、最大240万円の補助を行います。

◆以下の要件に当てはまる場合、補助の対象となります。

- ・2部屋以上の居住室、台所、トイレおよび浴室を備えた住宅を新たに建築する場合。
- ・新築する住宅が、ご自身が10年以上居住するためのものである場合。
- ・新築の住宅床面積が50平方メートル以上・280平方メートル以下の場合。

◆補助額

▼基本額

- ・住宅の新築に要する経費の100分の5以内とし、30万円を限度。

▼加算額

- ①町内に事務所を有する建築業者の元請により新築する場合は、30万円を加算。
- ②主体構造材の40％以上において大井川産材を使用して新築する場合は、30万円を加算（大井川産材・川根本町および島田市の区域において産出された木材）。
- ③申請日において、申請者に中学生以下のお子さまがいる場合、1人あたり50万円を加算（3人まで）。

◎以上の条件に全て該当されると240万円の補助額となります。その他、詳しい内容については建設課までお問い合わせください。

「TOUKAI-0」補助金で、 住まいの耐震化対策を

昨年4月に発生した熊本地震から、間もなく1年が経過します。この地震では、多数の家屋・ブロック塀が倒壊し、人的被害をもたらしました。

こうした被害に備えるため、静岡県では、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を展開しています。

これは、地震やがけ崩れによる家屋とブロック塀の倒壊、それに伴う人的被害を最小限にするために、住宅の耐震化などを支援する事業です。

この機会に、ご自宅の耐震化を見直してみませんか？

住宅の耐震補強工事の実手順

※耐震補強工事のみの補助は受けられません。

①専門家の無料耐震診断

町が派遣する専門家が耐震診断を実施。

②補強計画の作成

診断により補強箇所、工事費などを検討し補強設計を作成。

- ・補助額：費用の3分の2以内（※上限9万6千円、高齢者のみの世帯は上限14万4千円）

③耐震補強工事

補強計画に基づき耐震補強工事を実施。

- ・補助額：60万円（※高齢者のみの世帯、または工事に大井川産材を使用した場合、さらに20万円が加算されます。）

プロジェクト「TOUKAI-0」
総合支援事業お問合せ先

建設課 建設管理室 ☎(56) 2227
4月から：建設事業室 ☎(56) 2227



エコティ日記



2月12日(日)「エコツーリズムガイド養成講座」を開催しました。自然ガイドだけではなく、人と接する機会のある様々な人に受講してもらいたかったので、「自分の立場でできるおもてなしを見つけよう!!」と広く告知しました。その結果、農家、農家民宿、マッサージ、鉄道会社、キャンプ場、公共施設などなど、老若男女24名が集まりました。

同じ町内に住んでいても「はじめまして」の方が多かったので、「自分の想いを伝える、相手の

- 想いを聞く、共有する]時間を多く取りました。
- 川根の魅力を探して、チームで共有、そして発表。ワークショップは白熱、発表では笑いが絶えないわ、時間は大幅にオーバーするわ…講師も受講生の熱意に驚いていました。
- 一日の最後には「明日から自分がやること」を発表。こういう講座は「良かった」で満足して終りがちですが、全員が明日からの第一歩を踏み出せるところまで行きました。
- 実 は講師との事前打ち合わせで、講座の裏テーマは「つながる」と決まっていた。そして実際に、今まで知らなかった人同士が出会い、つながっていく場面を目の当たりにしました。最後の発表では「つながる」「つなげる」という言葉を挙げた方も。
- 受講生の皆さんが共通して言っていたのが「地域のこ

- とを全然知らない、もっと知りたい」ということ。長年住んでいても行ったことのない場所がある、知らない人がたくさんいる、ということに気づいたからでしょう。
- エコティとして、このつながりを生かしていく方法をさっそく考えています。おもてなしの第一歩は「知る」だと思います。知ったからこそ「伝えたい」という気持ちが生まれるのです。だいが遠回りと思われるかもしれませんが、町民の「知りたい」という好奇心に応えていくのが、実はガイド(人材)育成の原点なのかもしれません。



受講生の皆さんの笑顔が講座の充実ぶりを物語っています。



神東美希 (かんとう みき)
平成 24 年5月から川根本町エコツーリズムネットワーク事務局を担当。平成 28 年4月から一般社団法人エコティかわねの事務局長としてエコツーリズムを核とした様々なまちづくり事業を展開。

一般社団法人エコティかわね
川根本町桑野山424-6
電話:0547-58-7000
ファクス:0547-58-7001
E-mail:ecotkawane@gmail.com

◆川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」 <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

平成 29 年度における税・保険料・水道使用料の納期限をお知らせします

町県民税		1期 6月30日 (金)		2期 8月31日 (木)		3期 10月31日 (火)			4期 1月31日 (水)		
固定資産税	1期 5月31日 (水)		2期 7月31日 (月)					3期 12月28日 (木)		4期 2月28日 (水)	
軽自動車税	全期 5月31日 (水)										
国民健康保険税			1期 7月31日 (月)	2期 8月31日 (木)	3期 10月2日 (月)	4期 10月31日 (火)	5期 11月30日 (木)	6期 12月28日 (木)	7期 1月31日 (水)	8期 2月28日 (水)	9期 4月2日 (月)
後期高齢者医療保険料				1期 8月31日 (木)	2期 10月2日 (月)	3期 10月31日 (火)	4期 11月30日 (木)	5期 1月4日 (木)	6期 1月31日 (水)	7期 2月28日 (水)	8期 4月2日 (月)
水道使用料	5月分 5月31日 (水)		7月分 7月31日 (月)		9月分 10月2日 (月)		11月分 11月30日 (木)		1月分 1月31日 (水)		3月分 4月2日 (月)

【問】(税に関すること) 税務課 ☎(56) 2223 4月から:税務住民課・税務室 ☎(56) 2223
(後期高齢者医療保険料に関すること) 生活健康課・町民室 ☎(56) 2222 4月から:税務住民課・戸籍住民室 ☎(56) 2222
(水道使用料に関すること) 建設課・建設管理室 ☎(56) 2227 4月から:くらし環境課・生活環境室 ☎(56) 2236